

「規制の精緻化に向けたデジタル技術の開発」に係る公募要領

2020年1月31日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

ロボット・AI部

【受付期間】

2020年1月31日（金）～2020年3月2日（月）正午（アップロード完了）

【提出先および提出方法】

- Web 入力フォームから、必要情報の入力と提出書類（「5. 提出書類(1)~(6)」）のアップロードを行ってください。
- Web 入力フォーム：
<https://app3.infoc.nedo.go.jp/enquete/form.rbz?cd=1843>
- 他の方法（持参・郵送・FAX・電子メール等）による提出は受け付けません。
- 再提出は受付期間内なら何度でも可能です。
- 提出時に受付番号を付与します。再提出時には、初回の受付番号を入力してください。また、再提出の場合は、差分ではなく、全資料を再提出してください。
- 送信ボタンを押した後、受付番号が表示されるまでを受付期間内に完了させてください。
- 入力・アップロード等の操作途中で提出期限が来て完了できなかった場合は、受け付けません。
- 通信トラフィック状況等により、入力やアップロードに時間がかかる場合があります。特に、提出期限直前は混雑する可能性がありますので、余裕をもって提出してください。
- アップロードファイル名は、半角英数字としてください。
- アップロードするファイルは、別添2は EXCEL 形式で、別添2以外は PDF 形式で、一つの zip ファイルにまとめてください。

【e-Rad への申請】

- 本プロジェクトへの提案には、上記 Web 入力と併せて、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）の申請が必要です。e-Rad の申請には、事前に研究開発機関および研究者の登録が必要です。なお、e-Rad への研究機関登録には通常 2 週間程度要しますので、ご注意ください。

「規制の精緻化に向けたデジタル技術の開発」に係る公募について

(2020年1月31日)

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）は、2019年度から2020年度まで「規制の精緻化に向けたデジタル技術の開発」を実施する予定です。このプロジェクトへの参加を希望される方は、本要領に従い御応募ください。

本プロジェクトは、令和元年度の補正予算に基づき実施するため、予算案等の審議状況や政府方針の変更等により、公募の内容や予算規模、採択後の実施計画、概算払の時期等が変更されることがあります。

1. 件名

規制の精緻化に向けたデジタル技術の開発

2. プロジェクト概要

(1) 背景

AI（人工知能：artificial intelligence）やセンシング技術等、デジタル技術が急激に進歩しています。この技術を活用して、既存の規制の枠組みを再検討しようとする規制の精緻化に関して、政府において積極的な取り組みがなされています。例えば、高圧ガス保安法では、IoT、ビックデータ（常時監視データ）の活用等により高度なプラント保安を行う事業所をスーパー認定事業所と認定し、プラントの連続運転期間を通常より長く認めるほか、定期検査を大幅に合理化（1年ごと→最大8年）したり、金融・決済関連法制では、割賦販売法において技術やデータを活用した与信審査の手法を許容するなど、与信イノベーションを促進することで消費者保護の精緻化をするなどの動きが見られます。

成長戦略実行計画（令和元年6月21日閣議決定）において、デジタル技術の社会実装を踏まえた規制の精緻化を進める旨が示されました。また、成長戦略フォローアップ（令和元年6月21日閣議決定）では、「デジタル時代に適した規制を実現する観点から、「アーキテクチャー」を活用した検討を行い、与信等に関する消費者保護や安全確保などの分野において、2019年度内にデジタル技術やデータを活用した規制の見直しを検討する」と記載されています。かかる閣議決定された成長戦略も踏まえ、令和元年10月3日の未来投資会議において、「第4次産業革命時代の規制改革」について議論が行われ、総理から関係閣僚に対して、「AIによるビックデータ分析の進展などにより、画一的な方法によらない規制制度を構築できる可能性が広がっています。このため、モビリティ、金融、建築の3分野を中心に、中長期的な観点から、将来の規制像の在り方の検討を開始することになります。本会議に、専門の会合を設置し、そして経済再生担当大臣を中心に、金融担当大臣、そして、国土交通大臣はしっかりと協力していただき、検討を進めていただきたいと思います。」との指示が出ました。

以上より、デジタル技術の進化を踏まえつつ、研究開発を通じて、引き続き規制の精緻化が可能な分野の拡大を検討するため、本プロジェクトを実施します。

(2) 目的

AI等のデジタル技術を活用し、規制の精緻化に係る研究開発を行うことにより産業技術の向上及びその企業化の促進を図り、合理的な事業活動の実現や新産業創造につなげることを目的とします。なお、研究開発の分野としては、AI等のデジタル技術による先端的な技術・手法の開発が、消費者保護や安全確保に資する分野として特に期待される、モ

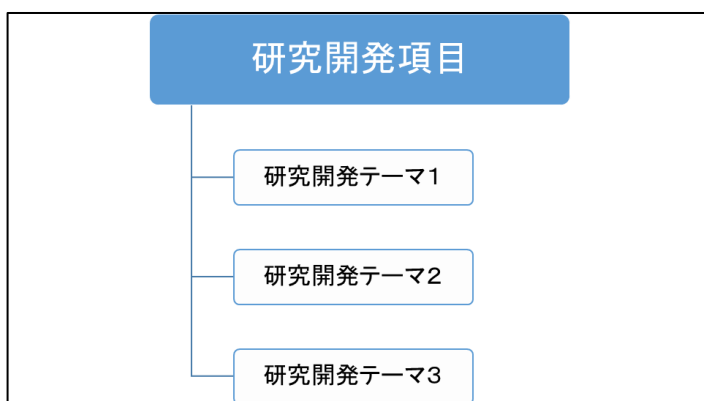
ビリティ、金融、建築の3分野とします。

(3) プロジェクト内容と公募の範囲

2.(2)「目的」に示したとおり、(A)モビリティ、(B)金融、(C)建築の3分野を研究開発の対象分野とします。以下の研究開発項目(A-1)、(B-1)、(C-1)、(C-2)への提案を公募します。提案者は、研究開発計画(別紙1)の内容も踏まえるとともに、実施しようとする一の研究開発項目を提案してください(全体提案)。一の研究開発項目の一部のみを実施しようとする場合の提案も受け付けます(部分提案)。全体提案、部分提案にかかわらず、提案者は内容がわかるような研究開発テーマを自ら定めて提案してください。研究開発テーマを複数設定することも可能です。共同提案の場合、実施者ごとに研究開発テーマを設定してください。複数の研究開発項目への提案も可能ですが、研究開発項目ごとに提案してください。

【参考】研究開発項目と研究開発テーマの関係(一例)

※NEDOが設定した研究開発項目に対して、提案者が3研究開発テーマを設定。



(A) モビリティ分野

研究開発項目(A-1)

無人自動運転車における運行時に取得するデータの活用と安全性評価のための基礎システムの技術開発

1. 研究開発の必要性

自動車の自動運転は、交通事故の削減や高齢者の移動手段の確保等の様々な社会的課題の解決に資するものとして早期の実用化が期待され、政府は、全国各地域での無人自動運転移動サービスを2020年代後半にかけて実現すること等を目標として掲げている。

本目標を達成するためには、人が全く介在しない「無人自動運転車」の安全性を適切かつ円滑に評価することが必要であり、具体的には、無人自動運転車が遭遇するあらゆる状況において、AIによる認知・予測・判断・操作が適切に行われることを確認する必要がある。

2. 具体的な研究開発の内容

無人自動運転車の認知(センシング)に係る性能を評価するため、実環境を模擬する台上試験機を用いて、評価対象車両のセンシングデバイスから当該車両のAIへの入力信号を計測する手法を開発する。また、無人自動運転車が回避すべき事故の範囲を注意状態にある習熟ドライバの能力を踏まえて決定するため、実環境における当該ドライバの運転特

性データを収集・分析し、無人自動運転車の性能として許容される水準を特定する。そのうえで、上記の手法及び水準に基づき、シミュレーションシステムにより無人自動運転車の安全性を評価するための基礎となるシステムを構築する。

3. 最終目標

無人自動運転車の安全性評価に活用可能な「基礎システム」を開発し、当該システムの無人自動運転車に係る型式認証制度への導入可能性を検証する。

(B)金融分野

研究開発項目(B-1)

マネー・ロンダリング対策に係るシステム開発

1. 研究開発の必要性

マネー・ロンダリングに係る顧客リスク評価や制裁対象取引の検知といった業務は、現在、各金融機関が個別に取り組んでいるが、金融機関毎の対応能力には差異がある上、多くの金融機関が採用している簡便なシステムや人手を要する対応では、効率性や正確性、誤検知の処理負担などの面で限界がある。

IT技術の進歩や経済・金融サービスのグローバル化等が進み、マネー・ロンダリング対策に対する国際的な要求水準が高まる中、AI等の先端技術を活用した高度なシステムを機関間で共同化することによって、効率的かつ実効的なマネー・ロンダリング対策を実現することが求められている。

2. 具体的な研究開発の内容

【実験用ミニシステムの構築及び検証】

次のシステム及びデータベースに関する実験用のミニシステムを開発・構築し、金融機関の協力を得て、実際の取引データを活用して検知・判断がどの程度正確に行われるかについての検証を行う。

①取引フィルタリングシステム

取引開始時及び継続的な顧客管理の過程において、AIを活用して、経済制裁対象者や反社会的勢力などの取引不可先との照合を行うためのシステムを開発・構築する。

②取引モニタリングシステム

取引開始時及び継続的な顧客管理の過程において、AIを活用して、不自然な取引や疑わしい取引を判断するシステムを開発・構築する。

③共同データベース

金融機関から取引関連データを取得し、それを保存しておくための共同データベースを開発・構築する。

④監査システム

上記①及び②のAIによる検知システムが正しく機能しているかを検証するための監査システムを開発・構築する。

3. 最終目標

【実験用ミニシステムの構築及び検証】

開発・構築したシステム及びデータベースが金融機関のマネー・ロンダリング対策の実務に十分利用できるかどうか、必要に応じて現行規制の見直しを検討を視野に入れつつ、その技術的な効率性・有効性を検証立証する。

4. 調査との連携

本研究開発項目の実施者は、規制の精緻化に向けたデジタル技術の開発（調査）に係る

公募要領中、「2.(3)(b)金融分野 調査項目(b-2) マネー・ロンダリング対策に係る調査」の実施者と連携するものとする。

規制の精緻化に向けたデジタル技術の開発（調査）公募要領

https://www.nedo.go.jp/koubo/CD2_100203.html

(C) 建築分野

研究開発項目(C-1)

ドローン等を活用した建築物の外壁の定期調査に係る技術開発

1. 研究開発の必要性

建築基準法第12条第1項の規定に基づき、建築物の所有者は経年劣化などの状況を一級建築士等に調査させて当局に報告することが義務付けられており、同法施行規則第5条及びこれに基づく平成20年国土交通省告示第282号により、外壁については原則10年ごとにテストハンマーによる全面打診等による調査が求められている。全面打診による調査には仮設足場等の設置が必要であり、建築物の所有者にとって費用負担が大きいことから、平成29年度及び30年度に国土交通省の「建築基準整備促進事業」※において、赤外線装置を搭載したドローンによる診断方法（調査手順、安全確保技術等）の検討を行った結果、赤外線装置の性能に加えてドローン飛行の安全性や安定性等の複合的な影響により、外壁調査における精度や運用の課題が示された。

ドローンと赤外線装置を用いた外壁調査は、仮設足場等を必要としないことから調査期間の短縮やコストの削減効果が大きく、また、新技術の活用の研究が発展途上にある建築分野において実装が期待できる数少ない事例であることから、ドローン等を活用した調査方法について研究開発が必要である。

※平成29年度成果：<http://www.mlit.go.jp/common/001234645.pdf>

※平成30年度成果：<http://www.mlit.go.jp/common/001288930.pdf>

2. 具体的な研究開発の内容

外壁調査の精度を向上させた赤外線装置等を開発するとともに、ドローンに搭載し、建築物や調査環境の条件を変えるなど複数の条件下で、テストハンマーによる打診及び他の遠隔診断方法による調査との比較検証を行う。

3. 最終目標

開発した赤外線装置を搭載したドローンによる調査について、テストハンマーによる打診と同等以上の診断精度を有することを、平成29年度及び30年度における国土交通省の「建築基準整備促進事業」の成果を踏まえ、確認する。

研究開発項目(C-2)

高精度センサーを用いたエレベーターの定期検査に係る技術開発

1. 研究開発の必要性

建築基準法第12条第3項の規定に基づき、エレベーターの所有者は経年劣化などの状況を一級建築士等に検査させて当局に報告することが義務付けられており、同法施行規則第6条及びこれに基づく平成20年国土交通省告示第283号により、エレベーターのロープ等の劣化状況についてはおおむね1年に1回、目視や寸法測定により検査することとさ

れている。エレベーターのロープ等の劣化状況についての検査は、一般的に一級建築士等の検査員がエレベーターのかごの上に乗し、かごを少しずつ動かしながら目視や寸法測定を行っており、危険を伴う上、時間を要する作業となっている。これらの課題に対応して、現在センサーを活用した検査も一部で導入されているが、ロープを接触させる構造であるため、低速運転の状況下でなければ活用できず、検査に時間を要することやセンサーに接する側のロープの半面しか診断できないといった課題がある。また、「錆び」の程度を診断できず、既存のセンサーを目視や寸法測定の代替手段とすることができない。

センサーを活用したエレベーターの検査は、危険で負担のかかる検査員の目視や寸法測定による検査の代わりとなりうる上、検査時間の短縮につながるものと考えられ、また、新技術の活用が研究が発展途上にある建築分野において実装が期待できる数少ない事例であることから、高精度センサーを用いたエレベーターの定期検査に係る研究開発が必要である。

2. 具体的な研究開発の内容

【非接触型センサーの開発】

エレベーターのロープの劣化状況を診断する非接触型の高精度センサーを開発し、実験用のエレベーターに設置して実証実験により検査における有効性を検証する。

3. 最終目標

【非接触型センサーの開発】

非接触型の高精度センサーを開発し、実験用エレベーターを用いた診断精度に関する実証実験により、エレベーターのロープの劣化状況の診断が可能であることを確認する。

4. 調査との連携

本研究開発項目の実施者は、規制の精緻化に向けたデジタル技術の開発（調査）に係る公募要領中、「2.(3)(c)建築分野 調査項目(c-1) 高精度センサーを用いたエレベーターの定期検査に係る調査」の実施者と連携するものとする。

規制の精緻化に向けたデジタル技術の開発（調査）公募要領

https://www.nedo.go.jp/koubo/CD2_100203.html

(4) 根拠法

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第十五条第二号

(5) プロジェクト実施方法

NEDO からの委託により実施します。

(6) プロジェクト期間

2019 年度～2020 年度（委託先決定は、2020 年 4 月中旬を予定）

(7) プロジェクト規模

本プロジェクト全体の規模は、およそ 17 億円です。

採択した研究開発テーマの規模は、審査の結果により提案額から減額することがあります。また、プロジェクト期間中であっても、評価結果等を踏まえた配分額の決定および調整を行うため、当初計画から変動することがあります。

各研究開発項目について、1 提案あたりの上限額（消費税および地方税を含む）は以下のとおりです。上限額を超えた提案は無効とします。

(A) モビリティ分野

(A-1) 無人自動運転車における運行時に取得するデータの活用と安全性評価のための基礎システムの技術開発 8. 8 億円

(B) 金融分野

(B-1)マネー・ロンダリング対策に係るシステム開発 5. 9億円

(C) 建築分野

(C-1)ドローン等を活用した建築物の外壁の定期調査に係る技術開発 1. 0億円

(C-2)高精度センサーを用いたエレベーターの定期検査に係る技術開発 1. 3億円

3. 応募要件

応募資格のある法人は、次の(1)～(6)までの条件、「研究開発計画」(別紙1)に示された条件を満たす、単独又は複数で受託を希望する企業、大学等とします。

- (1) 当該技術又は関連技術の研究開発の実績を有し、かつ、研究開発目標達成及び研究計画遂行に必要な組織、人員等を有していること。
- (2) 委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金及び設備等の十分な管理能力を有していること。
- (3) NEDO がプロジェクトを推進する上で必要とする措置を、委託契約に基づき適切に遂行できる体制を有していること。
- (4) 研究組合、公益法人等が代表して応募する場合は、応募する研究組合等とそこに参画する企業等の責任と役割が明確化されていること。
- (5) 研究開発項目の全部又は一部を複数の企業等が共同して実施する場合は、各企業等間の責任と役割が明確化されていること。
- (6) 本邦の企業等で日本国内に研究開発拠点を有していること。なお、国外の企業等(大学、研究機関を含む)の特別な研究開発能力、研究施設等の活用又は国際標準獲得の観点から国外企業等との連携が必要な場合は、国外企業等との連携により実施することができる。

4. 提出期限及び提出先

本公募要領に従って提出書類を準備し、提出期限までに以下の Web 入力フォームから、アップロードすること。持参、郵送、FAX、電子メール等、他の方法による提出は受け付けません。

- (1) 提出期限：**2020年3月2日(月)正午アップロード完了**

※応募状況等により、公募期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合は、ウェブサイトにてお知らせいたします。

なお、メール配信サービスに御登録いただきますと、ウェブサイトに掲載された最新の公募情報に関するお知らせを随時メールにてお送りいたします。

ぜひ御登録いただき、御活用ください。

<https://www.nedo.go.jp/nedomail/index.html>

- (2) 提出先： Web 入力フォーム

<https://app3.infoc.nedo.go.jp/enquete/form.rbz?cd=1843>

- (3) 提出方法

・ 以下の①～⑧の情報を入力いただき、⑨をアップロードしてください。

- ① 提案者の法人名称
- ② 提案者の法人番号
- ③ 担当者所属・役職
- ④ 担当者氏名

- ⑤ 担当者氏名ふりがな
- ⑥ 担当者電子メールアドレス
- ⑦ 担当者電話番号
- ⑧ 担当者連絡先住所
- ⑨ 提出書類 (5. 提出書類(1)～(6))

- ・ ①～⑧について、複数法人等による提案の場合、代表法人等の情報のみを入力してください。2法人目以降は、基本情報および経費（別添2）に記載してください。
- ・ 再提出は受付期間内なら何度でも可能です。
- ・ 提出時に受付番号を付与します。再提出時には、初回の受付番号を入力してください。また、再提出の場合は、差分ではなく、全資料を再提出してください。
- ・ 送信ボタンを押した後、受付番号が表示されるまでを受付期間内に完了させてください。
- ・ 入力・アップロード等の操作途中で提出期限が来て完了できなかった場合は、受け付けません。
- ・ 通信トラフィック状況等により、入力やアップロードに時間がかかる場合があります。特に、提出期限直前は混雑する可能性がありますので、余裕をもって提出してください。
- ・ アップロードファイル名は、半角英数字としてください。
- ・ アップロードするファイルは、別添2は EXCEL 形式で、別添2以外は PDF 形式で、一つの zip ファイルにまとめてください。

5. 提出書類

- (1) 別添1 提案書
- (2) 別添2 基本情報および経費
- (3) 別添3 研究員経歴書
- (4) 別添4 ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況
- (5) 別添5 NEDO 研究開発プロジェクト重複状況調査票
- (6) その他提出書類
 - ・ 会社案内（会社経歴、事業部、研究所等の組織等に関する説明書）
 - ・ 直近の事業報告書
 - ・ 財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書）（直近3年分）
 - ・ e-Rad応募内容提案書（詳細は5.(8)を参照ください）。
 - ・ NEDOが提示した契約書（案）に合意することが提案の要件となりますが、契約書（案）について疑義がある場合は、その内容を示す文書。
業務委託契約標準契約書
<https://www.nedo.go.jp/content/100891738.pdf>
 - ・ 国外企業等と連携している、又はその予定がある場合は当該国外企業等と締結した共同研究契約書の写し、若しくは当該国外企業との共同研究の意志を示す覚書の写し。
（注）連携している、又は連携しようとしている国外企業等がNEDOの指定する相手国の研究開発支援機関（スペイン政府・産業技術開発センター（CDTI）が該当。）の支援を受けようとしている（又は既に受けている）場合は、NEDOが提供する交付申請書（英文様式）の写し、もしくは既に認証を取得しているのであれば交付決定初及び認定証（ラベル）の写し1部。詳細はNEDOウェブサイトにて御確認ください。
ジャパン・スペイン・イノベーションプログラム（JSIP）
https://www.nedo.go.jp/activities/AT1_00469.html

(7) 提出に関する留意事項

- ・ 別添 1～別添 5 は、日本語で記載してください。
- ・ 応募資格を有しない者の提案書又は不備がある提案書は受理できません。提案書に不備があり、提出期限までに修正できない場合は、提案を無効とさせていただきます。
- ・ 提出書類は、返却しません。
- ・ 採択の審査は、受理した提出書類に基づいて行いますが、必要に応じてプレゼンテーション資料に基づくヒアリングを行う場合もあるため、プレゼンテーション資料やその他追加資料の提出を求める場合があります。
- ・ 提出書類は、採択の審査のみに使用します。

(8) 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への登録

応募に際し、併せて e-Rad へ応募内容提案書を申請することが必要です。連名の場合には、代表して一法人から登録を行ってください。詳細は、e-Rad ポータルサイトを御確認ください。

e-Rad ポータルサイト

<http://www.e-rad.go.jp/>

6. 秘密の保持

NEDO は、提出された提案書について、公文書等の管理に関する法律に基づく行政文書の管理に関するガイドラインに沿い定められた関係規程により、厳重な管理の下、一定期間保存します。この際、取得した個人情報については、法令等に基づく場合の提供を除き、研究開発の実施体制の審査のみに利用しますが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。また、「研究員経歴書（別添 3）」については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第 3 条の定めにより、採択先決定後、適切な方法をもって速やかに廃棄します。なお、e-Rad に登録された各情報（プロジェクト名、応募件名、研究者名、所属研究機関名、予算額及び実施期間）及びこれらを集約した情報は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」として取り扱われます。

7. 委託先の選定

(1) 審査の方法について

外部有識者による採択審査委員会と NEDO 内の契約・助成審査委員会の二段階で審査します。

契約・助成審査委員会では、採択審査委員会における審査の結果を踏まえ、NEDO が定める基準等に基づき、最終的に実施者を決定します。審査の過程で、必要に応じてヒアリング審査や資料の追加提出等をお願いする場合があります。

なお、委託先の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんのであらかじめ御了承ください。

(2) 審査基準

a. 採択審査の基準

- i. 提案内容が研究開発計画の最終目標に合致しているか（不必要な部分はないか）
- ii. 提案された方法は、技術的に優れているか
- iii. 共同提案の場合、各者の提案が相互補完的であるか
- iv. 提案内容・研究計画は実現可能か（技術的可能性、計画の妥当性等）
- v. 応募者は本研究開発を遂行するための高い能力を有するか（関連分野の開発等の実績、再委託予定先等を含めた実施体制、優秀な研究者等の参加等）。

- vi. 応募者が当該研究開発を行うことにより国民生活や経済社会への波及効果は期待できるか。
- vii. ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況（平成 28 年 3 月 22 日にすべての女性が輝く社会づくり本部において、社会全体で、女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランス等の実現に向けた取組を進めるため、新たに、女性活躍推進法第 20 条に基づき、総合評価落札方式等による事業でワーク・ライフ・バランス等推進企業をより幅広く加点評価することを定めた「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」が決定されました。本指針に基づき、女性活躍推進法に基づく認定企業（えるぼし認定企業）、次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）、若者雇用促進法に基づく認定企業（ユースエール認定企業）に対しては加点評価されることとなります。
- viii. 総合評価

b. 契約・助成審査委員会の選考基準

次の基準により委託予定先を選考するものとする。

- i. 委託業務に関する提案書の内容が次の各号に適合していること。
 - 1. 開発等の目標が NEDO の意図と合致していること。
 - 2. 開発等の方法、内容等が優れていること。
 - 3. 開発等の経済性が優れていること。
- ii. 当該開発等における委託予定先の遂行能力が次の各号に適合していること。
 - 1. 関連分野の開発等に関する実績を有すること。
 - 2. 当該開発等の行う体制が整っていること。
（再委託予定先等を含む。なお、国際共同研究体制をとる場合、そのメリットが明確であること。また、特に NEDO の指定する相手国の研究開発支援機関の支援を受けようとしている（または既に受けている）場合はその妥当性が確認できること。）
 - 3. 当該開発等に必要な設備を有していること。
 - 4. 経営基盤が確立していること。
 - 5. 当該開発等に必要な研究者等を有していること。
 - 6. 委託業務管理上 NEDO の必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。

なお、委託予定先の選考に当たって NEDO は、以下の点を考慮します。

- 1. 優れた部分提案者の開発等体制への組み込みに関すること。
- 2. 各開発等の開発等分担及び委託金額の適正化に関すること。
- 3. 競争的な開発等体制の整備に関すること。
- 4. 一般社団法人若しくは一般財団法人又は技術研究組合等を活用する場合における役割の明確化に関すること。

(3) 委託先の公表及び通知

a. 採択結果の公表等

採択した案件（実施者名、事業の概要）は NEDO のウェブサイト等で公開します。不採択とした案件については、その旨を不採択とした理由とともに提案者へ通知します。

b. 採択審査員の氏名の公表について

採択審査員の氏名は、採択案件の公開時に公開します。

c. 附帯条件

採択に当たって条件（提案した再委託は認めない、他の機関との共同研究とすること、再委託研究としての参加とすること、NEDO 負担率の変更等）を付す場合があります。

(4) スケジュール

2020 年

1 月 31 日： 公募開始

※公募開始から公募締め切りの間、説明会を開催（「9.説明会の開催」参照）

3 月 2 日正午： 公募締め切り

3 月下旬（予定）： 採択審査委員会（外部有識者による審査）

4 月上旬（予定）： 契約・助成審査委員会

4 月中旬（予定）： 委託先決定

4 月下旬（予定）： 公表（プレスリリース）

6 月下旬（予定）： 契約

8. 留意事項

(1) 契約

新規に業務委託契約を締結するときは、最新の業務委託契約約款を適用します。また、委託業務の事務処理は、NEDO が提示する事務処理マニュアルに基づき実施していただきます。

【参考】

- ・委託事業の手続き：約款・様式 <https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html>
- ・委託事業の手続き：マニュアル <https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html>

(2) 再委託・共同実施を行う場合

基本情報および経費（別添 2）に、「再委託先・共同実施先の選定理由」を記載してください。再委託費・共同実施費の額は、原則として契約金額の 50%未満とします。

(3) 研究開発独立行政法人から民間企業への再委託

研究開発独立行政法人から民間企業への再委託又は共同実施（再委託先又は共同実施先へ資金の流れがないものを除く。）は、原則認めておりません。

(4) 研究開発計画の見直しや中止

評価により、研究開発の途中段階にて実施内容の見直しや研究開発を中止する場合があります。

(5) 終了時評価の実施

本プロジェクト終了後翌年度（2021 年度）に、経済産業省において終了時評価を実施します。評価の時期については、当該研究開発に係る技術動向、政策動向や当該研究開発の進捗状況等に応じて、適宜見直します。

(6) 追跡調査・評価

研究開発終了後、本研究成果についての追跡調査・評価に御協力いただく場合があります。追跡調査・評価については、添付の参考資料 1 「追跡調査・評価の概要」を御覧ください。

(7) 知財マネジメント

- ・本プロジェクトは、知財マネジメント基本方針を適用します。詳細は、別添 6 を御覧ください。

- ・本プロジェクトでは、産業技術力強化法第 19 条（日本版バイ・ドール規定）が適用されます。
- ・本プロジェクトの成果である特許等について、「特許等の利用状況調査」（バイ・ドール調査）に御協力をいただきます。

(8) データマネジメント

- ・本プロジェクトはデータマネジメント基本方針のうち委託者指定データを指定しない場合を適用します。詳細は、別添 7 を御覧ください。

(9) 標準化への対応

- ・市場や技術の特性や、戦略・ビジネスモデルに合致すれば、技術開発成果の ISO・IEC 等の国際標準化を積極的に取り組んでいただきます。

(10) 「国民との科学・技術対話」への対応

本プロジェクトを受託する事業者は、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する活動（以下、「国民との科学・技術対話」という）に関する直接経費の計上が可能です。本プロジェクトにおいて「国民との科学・技術の対話」の活動を行う場合は、その活動の内容及び必要な経費を提案書に記載して提出してください。本活動に係る支出の可否は、研究活動自体への影響等も勘案して判断します。

また、本活動を行った場合は、年度末の実績報告書等に活動実績を盛り込んで報告してください。本活動は評価の対象となります。

なお、本プロジェクト以外で自主的に本活動に取り組むことは妨げませんが、間接経費を活用して本活動を行った場合は実績報告書への記載等（本活動に係る事項のみで結構です）により NEDO に報告してください。

【参考】

平成 22 年 6 月 19 日総合科学技術会議

「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

<http://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/>

(11) 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。※1）及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」（平成 16 年 4 月 1 日 16 年度機構達第 1 号。NEDO 策定。以下「補助金停止等機構達」という。※2）に基づき、NEDO は資金配分機関として必要な措置を講じることとします。併せて本プロジェクトの実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本プロジェクト及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※1. 「不正使用等指針」についてはこちらを御参照ください：経済産業省ウェブサイト

http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

※2. 「補助金停止等機構達」についてはこちらを御覧ください：NEDO ウェブサイト

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

- a. 本プロジェクトにおいて公的研究費の不正使用等があると認められた場合
- i. 当該研究費について、不正の重大性を考慮しつつ、全部又は一部を返還していただきます。
 - ii. 不正使用等を行った事業者等に対し、NEDO との契約締結や補助金等の交付を停止します。
(補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大 6 年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います。)
 - iii. 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者（善管注意義務に違反した者を含む。以下同じ。）に対し、NEDO の事業への応募を制限します。
(不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降 1～5 年間の応募を制限します。また、個人の利益を得るための私的な流用が確認された場合には、10 年間の応募を制限します。)
 - iv. 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から NEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。他府省の研究資金において不正使用等があった場合にも i～iii の措置を講じることがあります。
 - v. 不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名（研究者名）及び不正の内容等について公表します。

- b. 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定）に基づく体制整備等の実施状況報告等について

本プロジェクトの契約に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。

体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。

また、NEDO では、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

(12) 研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成 19 年 12 月 26 日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。※3）及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」（平成 20 年 2 月 1 日 19 年度機構達第 17 号。NEDO 策定。以下「研究不正機構達」という。※4）に基づき、NEDO は資金配分機関として、本プロジェクトの実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本プロジェクト及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※3. 研究不正指針についてはこちらを御参照ください： 経済産業省ウェブサイト

http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

※4. 研究不正機構達についてはこちらを御参照ください： NEDO ウェブサイト

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

- a. 本プロジェクトにおいて不正行為があると認められた場合
- i. 当該研究費について、不正行為の重大性を考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
 - ii. 不正行為に関与した者に対し、NEDO の事業への翌年度以降の応募を制限します。
(応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降 2～10 年間)
 - iii. 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、NEDO の事業への翌年度以降の応募を制限します。
(応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降 1～3 年間)
 - iv. 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記 iii により一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から NEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。
 - v. NEDO は不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。

b. 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。）については、研究不正指針に基づき、本プロジェクトへの参加が制限されることがあります。

なお、本プロジェクトの実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

c. NEDO における研究不正等の告発受付窓口

NEDO における公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 リスク管理統括部

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310

電話番号： 044-520-5131

FAX 番号： 044-520-5133

電子メール： helpdesk-2@ml.nedo.go.jp

ウェブサイト： 研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に関する告発受付窓口

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

(電話による受付時間は、平日：9 時 30 分～12 時 00 分、13 時 00 分～18 時 00 分)

(13) 国立研究開発法人の契約に係る情報の公表

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）に基づき、採択決定後、別添 8 のとおり NEDO との関係に係る情報を NEDO のウェブサイトで公表することがありますので御了知ください。なお、本公募への応募をもって同意されたものとみなしま

す。

(14) 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

- a. 我が国では、我が国を含む国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制*が行われています。外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則外為法に基づく経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

※我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）から成り立っています。

- b. 貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）に提供する場合等は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USB メモリなどの記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。
- c. 本プロジェクトを通じて取得した技術等を輸出（提供）しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご留意ください。経済産業省から指定のあった事業については委託契約締結時において、本プロジェクトにより外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認、及び、輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行います。なお、本プロジェクトを通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約の全部又は一部を解除する場合があります。
- d. 安全保障貿易管理の詳細については、下記をご覧ください。

- ・ 経済産業省：安全保障貿易管理（全般） <http://www.meti.go.jp/policy/ampo/>
（Q&A <http://www.meti.go.jp/policy/ampo/qanda.html>）
- ・ 経済産業省：安全保障貿易ハンドブック <http://www.meti.go.jp/policy/ampo/seminer/shiryu/handbook.pdf>
- ・ 一般財団法人安全保障貿易センター <http://www.cistec.or.jp/>
- ・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）
http://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatut07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

(15) 重複の排除

国（国立研究開発法人等を含む）が助成する他の制度（補助金、委託費等）において、過去実施した事業または現在実施中の事業と今回提案された事業が、同一の提案者による同一の研究開発テーマ（配分される研究開発の名称及びその内容をいう。）と判断された場合、採択は行いません。

(16) 研究開発資産の帰属・処分について

- a. 資産の帰属
- 委託業務・共同研究業務（企業・公益法人等が委託先・共同研究先の場合）を実施するために購入し、または製造した取得資産のうち、取得価額が 50 万円（消費税込）以上、かつ法定耐用年数が 1 年以上の資産については、NEDO に所有権が帰属します。（約款第 20 条第 1

項)

* 委託先・共同研究先が、国立研究開発法人等（国立研究開発法人、独立行政法人）、大学等（国公立大学、大学共同利用機関、私立大学、高等専門学校）、地方独立行政法人の場合には、資産は原則として委託先・共同研究先に帰属します。

b. 資産の処分

委託先は、業務委託契約に基づきプロジェクト期間終了後、有償により、NEDO 帰属資産を NEDO から譲り受けることとなっています。その際の価額は、プロジェクト終了日の残存価額となります。（約款第 20 条の 2 第 1 項・第 3 項）

9. 説明会の開催

説明会を開催し、提案公募に係る内容、契約に係る手続き、提案書類等を説明します。提案資格として出席を義務付けるものではありませんが、応募を予定される方は可能な限り出席してください。日程、会場は、本プロジェクトに関する web ページに掲載されています。ご確認の上、事前に参加申し込みを行ってください。なお、本説明会は日本語で行います。

本プロジェクトに関する web ページ

https://www.nedo.go.jp/koubo/CD2_100202.html

10. 問い合わせ先

本プロジェクトに関する質問等は、説明会に加え、公募期間中、以下の web 入力フォームにて受け付けます。ただし審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。

web 入力フォーム

<https://app3.infoc.nedo.go.jp/enquete/form.rbz?cd=1847>

関連資料

別紙 1 : 研究開発計画

※なお、本研究開発計画中の「管理法人」とは NEDO を指します。

別添 1 : 提案書

別添 2 : 基本情報および経費

別添 3 : 研究員経歴書

別添 4 : ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況

別添 5 : NEDO 研究開発プロジェクト重複状況調査票

別添 6 : NEDO プロジェクトにおける知財マネジメント基本方針

別添 7 : NEDO プロジェクトにおけるデータマネジメントに係る基本方針

別添 8 : 契約に係る情報の公表

参考資料 1 : 追跡調査・評価の概要